

幸手桜高校 部活動に係る活動方針

令和3年4月1日

■ はじめに

スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月19日付け）に則り策定された「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」と本校の現状を踏まえ、以下のとおり本校の部活動の活動方針を定める。

◆ 活動の基本方針

- 合理的でかつ効率的・効果的な部活動の実施により、本校の「目指す学校像」「重点目標」を実現させる。
- 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。また、顧問である教職員の負担軽減を踏まえ設定する。
- 各部の部員数や競技種目の特性等の違いも考慮し、計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

◆ 指導体制の整備について

- 各顧問は全体活動等の年間活動計画並びに年間活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長及び教頭は適宜部活動の視察を実践し、必要に応じて顧問と面談する。
- 各部活動とも複数顧問による指導体制を整える。
- 外部指導者の活用により、専門的な指導を生徒に提供するように努める。
- 顧問の指導の下で活動することが原則であるが、やむを得ず顧問が活動場所を離れる際には、安全に配慮した活動内容にするとともに、事故防止に努めるよう指示をする。
- 気温が35度以上になった場合は部活動の中止を検討するか、やむを得ず活動を継続する場合は、風通しの良い場所や気温の低い場所に移動するなど、活動内容を工夫する。

◆ 具体的な活動の進め方について

- 効率的で効果的な練習メニューを作成し生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう、校内研修の開催や校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- 施設や設備の点検を定期的実施するとともに、外周やトレーニング室における活動も含めた事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 部活動顧問会において、定期的に情報交換を行う。
- 顧問、担任、養護教諭等の連携を図り、生徒間のいじめやトラブル等を防止する。
- 教職員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

◆ 適切な休養日等の設定について

- 感染症拡大の通知があった場合は、緊急に活動を停止する。
- 学期中は、週2日以上程度（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上）の休養日を設けるか、年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日（週休日は半日×2日も可）以上の休養日を設けるようにする。
- 定期考査1週間前及び定期考査期間中の活動は原則禁止とし、やむを得ない場合は届け出る。
- 1日の全体活動の時間は、平日は2時間程度、週休日及び長期休業中の平日は3時間程度とする。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、連続する休養日を設定する。
- 各種大会やコンクール等を精査し、負担軽減を図る。
- 毎月21日（21日が週休日や祝日の場合にはその前の課業日）は、ふれあいデーとし、部活動の終了時刻を繰り上げ、教職員も定時に退勤をする。